

香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則

平成25年3月15日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、香美市暴力団排除条例(平成22年香美市条例第51号。以下「条例」という。)第6条から第8条までの規定に基づき、香美市の事務及び事業(以下「市の事業等」という。)からの暴力団の排除について、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、次項に定めるもののほか、条例で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 法人等 法人その他の団体をいう。

(2) 契約等の相手方 次に掲げる者をいう。

ア 市の事業等の契約の相手方となるために必要な申込み、申請等をしている者

イ 市が行う一般競争入札又は指名競争入札の参加資格を有する者、入札に参加しようとする者、市が随意契約の相手方として選定する者又は既に契約を締結した者

ウ 補助金、貸付金その他いかなる名称であるかを問わず、市から金銭等の交付等を受けるための申請をした者若しくは申請をしようとする者又は金銭等の交付等を受けた者

エ アからウまでに掲げるもののほか、市が行う許認可等の処分の対象となる資格を有する者

(3) 役員等 次に掲げる者をいう。

ア 法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、本店長、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者又は経営若しくは運営に実質的に関与している者

イ 法人格を有しない団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあっては、その者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者(当該者の権限を代行し得る地位にある者を含む。))をいう。)

(4) 排除措置 入札参加資格者の指名停止、契約の解除、許認可等の取消しその他の市の事業等から暴力団を排除するために必要な措置をいう。

(5) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団準構成員(暴力団員以外の者で、暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をい

う。)を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金若しくは武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力する者をいう。)をいう。

(市の事業等)

第3条 市の事業等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市有財産の売払い
- (2) 市有財産及び金銭の貸付けに係る契約
- (3) 補助金等の交付
- (4) 公の施設の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定
- (5) 公の施設の利用許可及び行政財産の使用許可
- (6) 物品等の売買、工事若しくは製造の請負、修理又は借入に係る契約
- (7) 役務の提供及び業務の委託に係る契約
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市が当事者となって行う暴力団を利するおそれのある処分等の事務

(排除措置の実施)

第4条 市長は、市の事業等の契約等の相手方又はその役員等について、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、やむを得ない事由があると認められる場合を除き、排除措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団又は暴力団員等
- (2) 契約に係る業務又は補助金に係る事業（以下「業務等」という。）に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められる者
- (3) 暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等の役員である者
- (4) 自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者
- (5) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (6) 業務等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる事業者であることを知りながら、これを利用していると認められる者
- (7) 市の事業等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる事業者であることを知りながら、これを利用していると認められる者

(8) 前各号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者と認められる者

(契約からの排除措置)

第5条 市長は、一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により排除措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

2 市長は、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないものとする。

3 市長は、契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるようあらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置を講ずるものとする。

(1) 契約の相手方が排除措置対象者であること。

(2) 市有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること。

(入札参加資格登録からの排除措置)

第6条 市長は、一般競争入札又は指名競争入札の参加資格登録を行おうとするときは、当該登録に必要な資格について、排除措置対象者に該当しないことを要件とするものとする。

2 市長は、前項の登録に当たっては、当該登録後において、当該登録された者が排除措置対象者であることが判明した場合に当該登録を取り消し、又は資格の停止（指名の停止を含む。）をすることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(下請等からの排除措置)

第7条 市長は、数次の請負、再委託等が行われる契約等については、排除措置対象者が後次の請負、再委託等の対象とならないよう必要な措置を講ずるものとする。

(補助金等からの排除措置)

第8条 市長は、補助金等を交付しようとするときは、当該補助金等の交付の対象となる者が排除措置対象者に該当しないことを要件とするものとする。

(指定管理者の指定からの排除措置)

第9条 市長は、公の施設の指定管理者を指定しようとするときは、当該指定を受けようとする団体が排除措置対象者に該当しないことを要件とするものとする。

(公の施設からの排除措置)

第10条 市長は、公の施設の利用の許可をしようとするときは、当該公の施設が暴力団の活動に利用されないことを要件とするものとする。

(不当介入への対応)

第 11 条 市の事業等に係る契約等の相手方(下請契約その他の市の事業等の遂行のために締結する契約の相手方を含む。)は、市の事業等の履行に際し、排除措置対象者から不当要求又は違法行為を受けたときは、速やかに警察に通報するとともに、市長に報告しなければならない。

2 市長は、市の事業等に係る契約等の相手方が前項に規定する通報及び報告を怠ったと認めたときは、排除措置を講ずることができる。

(関係機関との連携)

第 12 条 この規則に基づく具体的な排除措置の実施に当たっては、警察等関係機関と緊密な連携を図るものとする。

(補則)

第 13 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。